

連合新潟 2025年「太陽と緑の週」休日調査の集計結果

I. 調査の概要

- (1) 調査の目的
本調査は、連合新潟加盟組合の4月末から5月初旬にかけての休日を明らかにし、この期間を「太陽と緑の週」として定着させるとともに、連続休暇取得のための足掛かりとすることを目的としています。
- (2) 調査対象組合
連合新潟加盟組合の民間234組合（運輸・ハイタク・流通関係を除く）を対象としました。
- (3) 調査・集計
往復はがきによるアンケート方式で2025年3月に実施しました。3月31日までに回答のあった139組合（回収率59.4%）のうち、各項目で集計可能な組合の結果は以下のとおりです。

II. 「太陽と緑の週」休日調査

1. 休日集計（4月26日（土）から5月6日（火・振替休日）の11日間）

業種	調査対象組合数	回 答組合数	4月26日(土)	4月27日(日)	4月28日(月)	4月29日(火) 昭和の日	4月30日(水)	5月1日(木)	5月2日(金)	5月3日(土) 憲法記念日	5月4日(日) みどりの日	5月5日(月) こどもの日	5月6日(火) 振替休日	平均休日数
鉱業	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	2.0
建設業	13	7	6	6	1	6	0	1	1	6	6	6	6	6.4
製造業	158	101	80	91	34	74	32	50	45	95	96	94	84	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	12	9	7	8	0	9	0	3	0	9	9	9	9	7.0
情報通信業	2	2	2	2	1	2	1	1	1	2	2	2	2	9.0
金融・保険業	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	8.0
不動産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
医療・福祉	11	5	4	5	0	5	0	1	0	5	5	5	5	7.0
複合サービス業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
サービス業・その他	24	4	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	5.0
計	234	139	103	116	39	102	34	61	51	123	124	121	111	7.1

規模	調査対象組合数	回 答組合数	4月26日(土)	4月27日(日)	4月28日(月)	4月29日(火) 昭和の日	4月30日(水)	5月1日(木)	5月2日(金)	5月3日(土) 憲法記念日	5月4日(日) みどりの日	5月5日(月) こどもの日	5月6日(火) 振替休日	平均休日数
1000人以上	42	23	17	19	5	18	5	11	8	19	20	20	19	7.0
300人～999人	46	28	25	26	6	22	6	13	10	27	27	27	25	7.6
100人～299人	72	48	40	43	18	39	17	23	21	46	46	45	41	7.9
99人以下	74	40	21	28	10	23	6	14	12	31	31	29	26	5.8
計	234	139	103	116	39	102	34	61	51	123	124	121	111	7.1

(3) 過去の平均休日数の推移(単位:日)											
2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年		
8.0	7.1	6.7	7.0	6.9	8.8	6.8	6.9	7.1	6.7		

(4) 連休パターン(11～4連休のパターン)													
	4月26日(土)	4月27日(日)	4月28日(月)	4月29日(火) 昭和の日	4月30日(水)	5月1日(木)	5月2日(金)	5月3日(土) 憲法記念日	5月4日(日) みどりの日	5月5日(月) こどもの日	5月6日(火) 振替休日	該 当組合数	比率
11連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	10.8%
												11連休合計	15 10.8%
10連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	5.0%
												3	2.2%
												10連休合計	10 7.2%
9連休		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%
												9連休合計	2 1.4%
8連休	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	4	2.9%
												4	2.9%
												8連休合計	4 2.9%
7連休		○			○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%
					○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%
												7連休合計	2 1.4%
6連休	○	○				○	○	○	○	○	○	4	2.9%
	○	○			○	○	○	○	○	○	○	1	0.7%
	○	○		○		○	○	○	○	○	○	5	3.6%
			○			○	○	○	○	○	○	1	0.7%
		○		○		○	○	○	○	○	○	1	0.7%
												6連休合計	12 8.6%
5連休		○				○	○	○	○	○	○	1	0.7%
	○					○	○	○	○	○	○	3	2.2%
												5連休合計	4 2.9%
4連休	○	○	○	○								1	0.7%
				○				○	○	○	○	2	1.4%
				○				○	○	○	○	3	2.2%
		○						○	○	○	○	1	0.7%
		○		○				○	○	○	○	5	3.6%
	○			○				○	○	○	○	1	0.7%
			○			○	○	○	○			1	0.7%
	○	○		○		○		○	○	○	○	12	8.6%
	○	○						○	○	○	○	8	5.8%
	○	○	○	○				○	○	○	○	10	7.2%
	○	○		○				○	○	○	○	30	21.6%
												4連休合計	74 53.2%
○＝休日 空白＝出勤													
11～4連休合計												123	88.5%
3～2連休合計												3	2.2%
連休なし												13	9.4%
												139	100.0%

《参考》		
昨年度	当 該組合数	比率
11連休	0	0.0%
10連休	37	27.2%
9連休	11	8.1%
8連休	0	0.0%
7連休	0	0.0%
6連休	5	3.7%
5連休	3	2.2%
4連休	76	55.9%
11～4連休	132	97.1%
3～2連休合計	3	2.2%
連休なし	1	0.7%

2. 調査結果

- (1) 4月26日から5月6日まで(11日間)の平均休日数は7.1日で、2024年比較で0.9日減となりました。
今年のGWは、前半の4月26日～4月27日、29日と後半の5月3日～5月6日の間に平日4日間をはさむ曜日回りの関係から、4連休が74組合と大半(全体の53.2%)を占めたものの、次いで11連休が15組合(全体の10.8%)あり、連続休暇取得の取り組みが見られます。
- (2) 業種別平均休日数は、情報通信業、金融・保険業、製造業で平均休日数(7.1日)を超えています。電気・ガス熱供給・水道業、医療・福祉などは7.0日であることからインフラや公共サービス職場は、概ね曜日ごとの休日となっています。
- (3) 企業規模別の平均休日数では、100人以上の3つのカテゴリーで7.0日以上で、99人以下が5.8日に留まりました。
- (4) メーカー(5月1日)が休日の組合は、5月1日の前後が平日ではあるものの、43.9%となりました。【2024年(月)51.5%、2023年(日)52.9%】
4月30日が休日の組合は24.5%、5月2日が休日の組合は36.7%となっています。

Ⅲ. 計画年休の設定状況調査

この調査は、連合新潟が春季生活闘争における重点項目としている「年次有給休暇取得促進」のため、年休の計画的付与などの取り組みをすすめていることから、「太陽と緑の週」休日調査とともに実施しています。

1. 集計

(1) 計画年休の有無

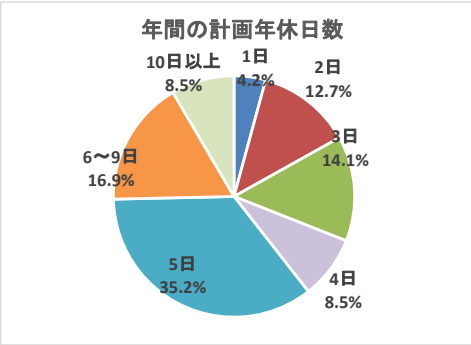
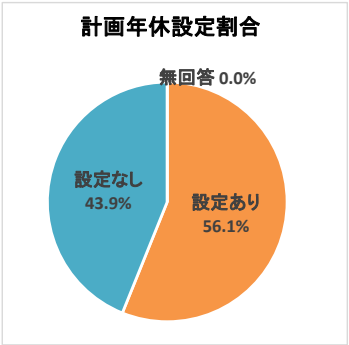
	設定あり	設定なし	無回答	報告計
計画年休設定組合数	78	61	0	139

・ 報告があった139組合のうち、計画年休を設定しているところは78組合56.1%と、半数以上の組合が計画年休を設定しています。

(2) 設定日数(日数が明確な組合の集計)

年間の計画年休日数	1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上
組合数	3	9	10	6	25	12	6

・ 設定日の多い月(時期)は5月、8月、12月、ゴールデンウィーク、お盆時期、年末年始となっており、設定が少ない月は6月、9月でした。



V. 今後の取り組みと課題

- ・ 新潟県の総実労働時間は全国平均を上回っている状況が続いていることから、計画年休制度や長期休暇制度などの活用を労使で協議し、労働時間の縮減に取り組んでいく必要があります。
また、労働時間縮減の取り組みを、調査対象外である運輸業、流通業などで働く仲間や労働組合がない職場で働く仲間にも広げていくことが重要です。
- ・ 建設業、自動車運転業務、医師等については、2024年4月から時間外上限規制が適用となったことから、適切に運用されるよう関係機関への働きかけを行うとともに、当該業種に直接関わりのない産業に対しても情報共有をはかり、理解浸透につなげていくことが求められます。
- ・ 「過労死等防止対白書(2024年10月11日閣議決定)」によれば、2023年の過労による精神障害の労災認定者は883人で過去最多になったことから労働者の健康と福祉を確保する観点からも、努力義務である「勤務間インターバル制度」の導入を企業へ広く呼びかけるなど、生活時間の保障につながる取り組みも、並行して行っていく必要があります。